

参考 EU・モロリシヤス海賊被疑者等

移送協定(抜粋)(翻訳)

(海賊被疑者及び関係財産の欧州連合海上部隊(ENAVFOR)からモロリシヤス共和国への移送条件並びに移送後の海賊被疑者の条件に関する欧州連合とモロリシヤス共和国との間の協定)

署名 二〇一一年七月二四日(ポルトリス)
暫定的適用 二〇一一年七月一四日

第一条(目的) この協定は、次の事項に関する条件及び方法を定める。

(a) モロリシヤス、マダガスカル、コモロ諸島、セーシェル、及びレユニオン島の領海沖の公海上の欧州連合海上部隊(ENAVFOR)の作戦区域内において海賊行為を行なおうとし、現に行っており、又は既に行つた疑いのある者で、欧州連合海上部隊によって抑留された者の移送

(b) 欧州連合海上部隊によって抑留された関係財産(associated property)の欧州連合海上部隊からモロリシヤスへの移送

(c) 被移送者の取扱

第三条(一般原則) 1 モロリシヤスは、欧州連合海上部隊の要請に基づき、海賊に関して欧州連合海上部隊によって抑留されている者及び関係財産の欧州連合海上部隊からの移送を受け入れ、当該人及び物を捜査及び訴追のために権限ある当局に送致することができる。提案される引渡しの受入れに関する同意は、事件発生場所を含む全ての関連する事情を考慮に入れて、モロリシヤスによって事案ごとになされる。

2 欧州連合海上部隊は、モロリシヤスの権限ある法執行当局に対してのみ人の移送を行う。

3 移送は、モロリシヤスの権限ある法執行当局が、欧州連合海上部隊から証拠を受け取り、五執務日以内に、欧州連合海上部隊により抑留されている者について有罪判決を得る合理的見込みがあると決定するより前に、実行されてはならない。

4 有罪判決を得る合理的見込みがあるか否かに関する決定は、欧州連合海上部隊より関連する伝達手段を通して送付される証拠に基づいて、モロリシヤスの権限ある法執行当局によって下される。

5 いかなる被移送者も、人道的に、かつ、拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に禁止並びに恣意的な抑留の禁止を含む、モロリシヤス憲法に規定する国際人法上の義務並びに公平な裁判を行うという要件に従つて、取り扱われる。

第四条(被移送者の取扱、訴追及び裁判) 1 モロリシヤス憲法に規定する国際人権法上の義務に従つて、いかなる被移送者も人道的に取り扱われなければならない。拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱若しくは刑罰を受けず、適切な収容施設、食物及び医療処置の提供を受け、かつ、宗教上の儀式を実行する。

2 いかなる被移送者も、その抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定し、抑留が正当化されない場合にはその者の釈放を命ずる。裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれる。

3 いかなる被移送者も、妥当な期間内に裁判を受け又は釈放される権利を有する。

4 いかなる被移送者も、その刑事上の罪の決定のため、法律で設置された権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。

5 1-7 (略)

8 欧州連合との協議を行った後、モロリシヤスは、有罪判決を受けモロリシヤスにおいて服役する者を、前記の人権基準の尊重を保障する他の国に、当該国において残りの刑期を務めることを目的として移送することができる。当該国における人権状況に深刻な懸念がある場合は、表明された懸念に対処するための満足な解決策が当事国間の協議を通して得られるまで移送は行われない。

第五条(死刑) いかなる被移送者も、モロリシヤス死刑廃止法に従つて、死刑を科す罪で起訴されず、死刑を宣告され又は死刑を執行されない。

第七条(欧州連合及び欧州連合海上部隊による支援) 1 欧州

連合海上部隊は、自ら有する手段と能力の範囲において、被移送者の捜査及び訴追のためのあらゆる支援をモロリシヤスに提供する。

2・3 (略)

第九条(連絡及び紛争) 1 この協定の適用に関して生ずるあらゆる問題は、モロリシヤス及び欧州連合の権限ある当局が共同で検討する。

2 事前解決がなされない場合、この協定の解釈及び適用に関する紛争は、モロリシヤス及び欧州連合の各代表の間の外交的手段によつてのみ解決する。

第二一条(効力発及び終了) 1 (略)
2 この協定は、欧州連合海上部隊によって作戦の終了が通告されるまで効力を有する。ただし、いずれの当事国も、書面による通告によつてこの協定を廃棄することができる。廃棄は通告の受領の日から六箇月の後に効力を生ずる。この協定に定めるモロリシヤスの実体刑法の改正を理由としてこの協定の即時廃棄が正当化されると欧州連合が判断する場合には、欧州連合は通告送付日に協定を直ちに廃棄する権利を有する。モロリシヤスの実体刑法のいかなる変更も、この協定に従つて既に移送された者に不利な影響を及ぼすものではない。

